

銚田市空家対策推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の空家を利活用し、空家に居住する者に安定的な住居確保の促進を目的とした空家対策事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 借家を目的としたものでなく、常住する者がいない住宅（住宅以外の建築物を住宅として使用する目的のために改造するものを含む）で、市が調査し、登録したものをいう。
- (2) 空家バンク 市内に存する空家に関する登録及び空家を利用した居住の確保を希望する者（以下「利用希望者」という。）に関する登録を通じて、空家登録者及び利用希望者に対し情報提供を行うことをいう。
- (3) 空家居住者 空家を居住のために取得し、その建物に居住した者で、住所を本市の住民基本台帳に異動（市内転居含む）した者をいう。

(事業の内容)

第3条 市長は、空家対策事業として予算の範囲内において次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 空家修繕費補助金の交付
- (2) 空家居住助成金の交付

(空家修繕費補助金の交付対象)

第4条 空家修繕費補助金（以下「修繕費補助金」という。）の交付の対象者となる者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 空家バンクを通じて売買による契約が成立した空家居住者。
- (2) 居住の日において、世帯主が満20歳以上満60歳未満の者であること。ただし、1の建物に1以上の世帯がある場合は1の世帯とみなす。
- (3) 銚田市の市民税等の滞納が無いこと。
- (4) 売買契約等に係る相手方が3親等以内の親族でないこと。
- (5) 10年以上居住する意思を有する者であること。
- (6) 居住の日から3月以内に居住の用に供する部分の耐久性、機能、性能等を向上させるために行う修繕工事（以下「該当修繕工事」という。）を着工すること。ただし、居住開始以前に当該修繕工事を着工し、完了してから居住を開始する場合は、工事完了後速やかに住所を異動することとし、住所の異動が認められた場合にのみ交付することを承諾できること。

2 前項の規定にかかわらず、他の補助を受けて修繕した場合は、修繕費補助金の支給対象外とする。

(修繕費補助金の額等)

第5条 修繕費補助金の額は、該当修繕工事に要した費用の総額（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）又は50万円のいずれか低い方の金額とする（ただし、該当修繕工事に要した費用の総額が10万円未満は受け付けない）。

2 補助金は、1の世帯につき1回限り交付するものとし、後の追加等は受け付けない。

(修繕費補助金の交付申請)

第6条 修繕費補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、銚田市空家修繕費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 該当修繕工事の請負契約書又は見積書の写し
- (2) 工事個所及び内容の詳細がわかる書類
- (3) 工事個所の写真
- (4) 空家の売買契約書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(修繕費補助金の交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、修繕費補助金を交付することを適当と認められるときは、銚田市空家修繕費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に対し通知するものとする。

(工事内容の変更等)

第8条 前条の規定による決定通知を受けた者は、該当修繕工事の内容の変更又は中止があった場合には、速やかに銚田市空家修繕費補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、その変更の内容が軽微と市長が認めたものはこの限りでない。

2 修繕費補助金の交付の決定を受けた者は、工事が予定期間内に完了しないとき、又は工事の遂行が困難になったときは、遅滞なくその旨を市長に報告し指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請又は前項の報告があった場合は、修繕費補助金の交付決定を変更又は取り消しをすることができる。

4 市長は、前項の規定により修繕費補助金の交付決定内容の変更又は取り消しを決定したときは、銚田市空家修繕費補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(工事の完了報告)

第9条 修繕費補助金の交付の決定を受けた者は、当該工事を交付決定の日から6月以内に完了させ、当該完了の日から30日以内又は補助金の交付決定の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、工事完了報告書(様式第5号)により市長に報告しなければならない。

(完了検査、額の確定等)

第10条 市長は、前条の報告があったときは、速やかに検査を行い、適正と認めた場合は、修繕費補助金の額を確定し、銚田市空家修繕費補助金交付額確定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、銚田市空家修繕費補助金請求書(様式第7号)により市長に請求するものとする。

(空家居住助成金の交付対象)

第11条 空家居住助成金(以下「居住助成金」という。)の交付の対象となる世帯は、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 空家バンクを通じて売買及び賃貸にて契約が成立した空家居住者。

- (2) 居住の日から5年以上継続して当該居住地に居住した空家居住者。
 - (3) 居住の日において、世帯主が満20歳以上満60歳未満の者であること。ただし、1の建物に1以上の世帯がある場合は1の世帯とみなす。
 - (4) 銚田市の市民税等の滞納が無いこと。
- (居住助成金の額等)

第12条 居住助成金の額は10万円とし、1の世帯につき1回限り交付するものとする。

(居住助成金の交付申請)

第13条 居住助成金の交付を受けようとする者は、銚田市空家居住助成金交付申請書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 銚田市の世帯全員の住民票の写し
- (2) 空家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(居住助成金の交付決定)

第14条 市長は、前条の申請を受理後、第11条各号における要件を満たし、居住助成金を交付することを適当と認められたときは、銚田市空家居住助成金交付決定通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付決定を受けた者は、銚田市空家居住助成金請求書(様式第10号)により市長に請求するものとする。

(補助金等の交付決定の取り消し等)

第15条 市長は、空家居住者が偽りその他不正な手段により修繕費補助金及び居住助成金の交付を受けたと認めたときは、当該交付の決定を取り消し、期限を定めてその返還を命ずることができる。ただし特別な事情により市長が認めた場合はこの限りでない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月30日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。